第五十一・十条　損失又は損害に対する補償

各締約国は、戦争、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、内乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域内の対象投資財産に関して損失又は損害を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五十一・十一条　資金の移転

1　各締約国は、対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものを含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、技術援助に関する報酬、運営に関する報酬その他の対象投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる対象投資財産に関連する支払（融資契約に基づく返済を含む。）

(d)　対象投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　対象投資財産に関連する活動に従事する者が得る収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第五十一・十三条の規定に基づく投資紛争の解決の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の自国の領域内の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度から生ずる義務

(e)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

(f)　労働者の退職に関する権利

(g)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する報告又は記録の保存

(h)　締約国の中央銀行及び他の関係当局が課する他の手続を登録し、及び満たす義務

注釈　各締約国は、第六条1の規定により、租税に係る課税措置に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

4　この章のいかなる規定も、ＩＭＦ協定に適合する為替の利用を含め、ＩＭＦ協定に基づくＩＭＦの加盟国としての全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第五十一・十二条　代位

1　締約国又は当該締約国が権限を与えた機関が、他の締約国の領域にある当該締約国の投資家による対象投資財産について保険契約又は他の形態の金銭保証を与えている場合において、当該締約国又は当該締約国が権限を与えた機関による当該保険契約又は当該金銭保証に基づいて支払が行われるときは、当該他の締約国は、当該対象投資財産に関するあらゆる権利又は請求権の代位又は移転を承認する。代位され、又は移転された権利又は請求権は、当該投資家の当初の権利又は請求権を超えてはならない。

2　締約国又は当該締約国が権限を与えた機関が自国の投資家に対して支払を行い、並びに当該投資家の権利及び請求権を譲り受ける場合には、当該投資家は、支払を行った当該締約国又は当該締約国が権限を与えた機関を代理する権限を与えられる場合を除くほか、他の締約国に対して当該権利及び請求権を行使してはならない。

3　代位された権利又は請求権の行使に当たり、当該権利又は請求権を行使する締約国又は当該締約国が権限を与えた機関は、2に規定する他の締約国に対し、自国の投資家との間の請求権の取決めの適用範囲を開示する。

4　権利又は請求権の代位又は移転に基づき1及び2に規定する締約国又は当該締約国が権限を与えた機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前三条の規定を準用する。

第五十一・十三条　締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定は、締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争であって、この章の規定に基づく当該締約国の義務についての申し立てられた違反により当該投資家の対象投資財産に損失又は損害が生じているものについて適用する。

2　この章の規定の適用上、

(a)　「紛争投資家」とは、この条の規定に基づいて他の締約国に対して請求を行う締約国の投資家をいう。

(b)　「紛争締約国」とは、この条の規定に基づいて請求を受ける締約国をいう。

(c)　「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。

(d)　「一方の紛争当事者」とは、紛争投資家又は紛争締約国をいう。

(e)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(f)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(g)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(h)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会で採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(i)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ調停規則」とは、千九百八十年十二月四日に国際連合総会で採択された国際連合国際商取引法委員会の調停規則をいう。

3　10(c)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、紛争投資家が紛争締約国の領域において行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

4　紛争締約国の国籍又は市民権を有する自然人は、この条の規定に基づき当該紛争締約国に対して請求権を行使してはならない。

5　投資紛争は、可能な限り、紛争当事者間の友好的な協議によって解決する。

6　5に規定する協議によって投資紛争が解決されない場合には、紛争投資家は、この条の規定に従うことを条件として、紛争締約国の司法裁判所若しくは行政裁判所又はこの条の規定による調停若しくは仲裁に次の事項に係る請求を付託することができる。

(a)　当該紛争締約国が、対象投資財産の経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、第五十一・三条、第五十一・四条、第五十一・五条1(a)から(d)まで、第五十一・六条及び第五十一・九条から第五十一・十一条までの規定に基づく義務に違反したこと。

(b)　当該紛争投資家又はその対象投資財産が、(a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を被ったこと。